



九州支部賞表彰に関する細則

平成 28 年 5 月 24 日 第 1 回表彰・推薦小委員会承認

(目的)

第 1 条 部会・連絡会・支部表彰制度規程 (0110) に基づき、九州支部 (以下、「支部」という) において、原子力の平和利用に関する学術および技術上の優秀な成果ならびに優れた貢献をなした個人または団体の奨励を目的として、日本原子力学会九州支部賞 (以下、「支部賞」という) を贈呈する。

(種類と対象)

第 2 条 支部賞として次の賞を設ける。

(1) 優秀学生ポスター賞

支部研究発表講演会における学生の優れたポスター発表を対象とする。

(2) 奨励賞

支部研究発表講演会における優れた口頭発表を対象とする。

(3) 功労賞

支部において、原子力に関する教育研究、社会に対する広報活動、または原子力発電の安全確保などに、永年の努力を通じて貢献のあった個人もしくは団体を対象とする。

(募集)

第 3 条 支部賞の募集方法は、支部幹事会において定める。

2 支部賞の受賞候補者は、本支部会員による推薦とする。

(委員会)

第 4 条 支部賞受賞者の選考は、支部幹事会がおこなう。

2 支部幹事会は、この選考を円滑におこなうため、支部賞選考委員会を設置する。

3 支部賞選考委員会について必要な事項は、支部幹事会で定める。

(選考方法)

第 5 条 支部賞受賞者の選考方法は、支部賞選考委員会で定める。

(贈呈)

第 6 条 支部賞受賞者には、表彰状と副賞を贈呈する。

(改定)

第 7 条 本細則の改定は、支部幹事会が決定し、支部大会ならびに表彰・推薦小委員会に報告するものとする。

(その他)

第8条 本細則で定められていない事項については、支部幹事会において協議する。

附則

- 1 平成28年3月24日 第4回九州支部幹事会承認, 平成28年5月24日 第1回表彰・推薦小委員会制定, 同日施行
要項を細則に変更